

8 指定介護予防通所介護（1月につき）

利用者に対して、指定介護予防通所介護（旧指定介護予防サービス基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第71号に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護予防通所介護事業所（旧指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）において、指定介護予防通所介護を行った場合には、この別表第二の3を準用する。

9 指定介護予防通所リハビリテーション（1月につき）

イ 利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）において、指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費（以下「介護予防通所リハビリテーション費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

ロ 介護予防通所リハビリテーションの運動器機能向上サービス（ホにおいて「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、運動器機能向上加算として、1月につき203単位を加算する。

ハ 介護予防通所リハビリテーション費のハの栄養改善サービス（ホにおいて「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養改善加算として、1月につき135単位を加算する。

ニ 介護予防通所リハビリテーション費のニの口腔機能向上サービス（ホにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき135単位を加算する。ホ 厚生労働大臣が定める基準第109号に適合しているものとして、都道府県知事に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合には、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 選択的サービス複数実施加算(I) 432単位
(2) 選択的サービス複数実施加算(II) 630単位

ヘ イからホまでについては、介護予防通所リハビリテーション費のイの注1から注6まで及びロからチまでについては、適用しない。

10 指定介護予防福祉用具貸与（1月につき）

イ 利用者に対して、指定介護予防福祉用具貸与（指定介護予防サービス基準第265条に規定する指定介護予防福祉用具貸与をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、指定介護予防福祉用具貸与を行った場合には、現に指定介護予防福祉用具貸与に要した費用の額を当該指定介護予防特定施設の所在地の特定施設入居者生活介護に適用される単位の1単価で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）を算定する。

11 指定介護予防認知症対応型通所介護

イ 利用者に対して、指定介護予防認知症対応型通所介護（指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サ-

びと基準」という。）第4条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、施設基準第84号に適合しているものとして市町村長に届け出た単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。）において、指定介護予防認知症対応型通所介護を行った場合には、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要支援状態区分に応じ、現に要した時間ではなく、介護予防認知症対応型通所介護計画（指定地域密着型介護予防サービス基準第42条第2号に規定する介護予防認知症対応型通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定介護予防認知症対応型通所介護を行うのに要する標準的な時間で算定した、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型通所介護費（以下「介護予防認知症対応型通所介護費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

ロ 利用者（適合する利用者等第89号に規定する者に限る。）に対して、指定介護予防認知症対応型通所介護に係る受託介護予防サービス事業者が、所要時間2時間以上3時間未満の指定介護予防認知症対応型通所介護を行う場合は、介護予防認知症対応型通所介護費のイ(1)(ア)若しくは(2)(ア)又はロ(1)の所定単位数に100分の57を乗じて得た単位数を算定する。

ハ 介護予防認知症対応型通所介護費の注5の個別機能訓練を行った場合は、個別機能訓練加算として、1日につき24単位を加算する。

ニ 介護予防認知症対応型通所介護費の注7の栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、1月につき135単位を加算する。

ホ 介護予防認知症対応型通所介護費の注8の口腔機能向上サービスを行った場合は、口腔機能向上加算として、1月につき135単位を加算する。

ヘ イからホまでについては、介護予防認知症対応型通所介護費のイ及びロの注1から注11まで、ハ並びにニについては、適用しない。

12 指定第一号訪問事業（1月につき）

利用者に対して、指定第一号訪問事業（法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業のうち、指定事業者により行われるものに限る。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者の訪問介護員等が、指定第一号訪問事業を行った場合には、この別表第二の2を準用する。

13 指定第一号通所事業（1月につき）

利用者に対して、指定第一号通所事業（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業のうち、指定事業者により行われるものに限る。以下同じ。）に係る受託介護予防サービス事業者が、指定第一号通所事業を行った場合には、この別表第二の3を準用する。

○国土地理院地図帳に於ける

〒114-8501 東京都葛飾区新小岩4-1-10 国土地理院 地図課 電話 03-5621-1111
〒114-8502 東京都葛飾区新小岩4-1-10 国土地理院 地図課 電話 03-5621-1111
〒114-8503 東京都葛飾区新小岩4-1-10 国土地理院 地図課 電話 03-5621-1111
〒114-8504 東京都葛飾区新小岩4-1-10 国土地理院 地図課 電話 03-5621-1111
〒114-8505 東京都葛飾区新小岩4-1-10 国土地理院 地図課 電話 03-5621-1111
〒114-8506 東京都葛飾区新小岩4-1-10 国土地理院 地図課 電話 03-5621-1111
〒114-8507 東京都葛飾区新小岩4-1-10 国土地理院 地図課 電話 03-5621-1111
〒114-8508 東京都葛飾区新小岩4-1-10 国土地理院 地図課 電話 03-5621-1111
〒114-8509 東京都葛飾区新小岩4-1-10 国土地理院 地図課 電話 03-5621-1111
〒114-8510 東京都葛飾区新小岩4-1-10 国土地理院 地図課 電話 03-5621-1111

別表を次のように改める。

1 基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき)

注 利用者に対して、オペレーションセンター(指定地域密着型サービス)の事業の人員、設備及び運営に要する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)

2 定期巡回サービス費 (1回につき)

注 利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所(指定地域密着型サービス)基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。)

3 随時訪問サービス費(1回につき)

注 利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等が、随時訪問サービス(指定地域密着型サービス)基準第5条第1項に規定する随時訪問サービスをいう。以下同じ。)

4 随時訪問サービス費(1回につき)

注 次のいずれかに該当する場合において、1人の利用者に対して2人の指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て、随時訪問サービスを行った場合に、所定単位数を算定する。

○厚生労働省告示第九十二号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生労働省告示第十九号)、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生労働省告示第二十号)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十六号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十七号)及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十八号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成二十一年厚生労働省告示第八十三号)の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注6並びに」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注7及び小規模多機能型居宅介護費の注7」に改め、「介護予防福祉用具貸与費の注2」の下に「並びに指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の「介護予防小規模多機能型居宅介護費の注7」を加え、(平成二十二年厚生労働省告示第二十二号)を(平成二十七年厚生労働省告示第九十三号)に、「(平成十二年厚生労働省告示第二十四号)を(平成二十四年厚生労働省告示第九十二号)に改める。

○厚生労働省告示第九十三号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生労働省告示第十九号)、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生労働省告示第二十号)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生労働省告示第二十一号)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十六号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十七号)、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十八号)を(平成十八年厚生労働省告示第二十七号)に改める。

指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十八号)及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十九号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成二十四年厚生労働省告示第九十四号)の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

一 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生労働省告示第十九号)第二号、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十六号)第二号、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生労働省告示第二十七号)第二号、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十八号)第二号及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二十九号)第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価(以下「一単位の単価」という。)は、十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条に規定する指定居宅サービス、同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス若しくは同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行う事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行う介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じて同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	サービス種類	割合
一級地	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千
	通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千九十
	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護	千分の千百十